

事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）に対する意見公募手続の結果について

令和7年7月3日
経済産業省
経済産業政策局
産業組織課

「事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）」について、令和7年4月25日から同年5月24日まで意見公募手続を実施した結果、1件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する経済産業省の考え方を取りまとめましたので、ここに公表させていただきます。貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

番号	ご意見	ご意見に対する考え方
1	改正部分について、特定剰余金配当の効力が生ずる日も含まれることを明確にすべきと考えています。	現行の告示（「…特定剰余金配当の効力が生ずる日後遅滞なく特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されることが予定されている場合…」）においても、特定剰余金配当の効力が生ずる日に特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されることが予定されていれば、産業競争力強化法における事業再編計画に係る会社法上の手続を緩和する特例を利用することが可能です。今般、株式会社東京証券取引所によるスピンオフ時における新規上場日の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正を踏まえ、特定剰余金配当の効力発生日より前に上場する場合についても当該特例を利用可能とするため、「特定剰余金配当の効力が生ずる日の前日までに、又は」という文言を追加するものです。

		ご意見を踏まえ、経済産業省において別途公表している『『スピ ンオフ』の活用の手引き」等の中で特定剰余金配当の効力が生ず る日も含まれることを明確にするなど、スピノフを活用しやす い環境を整備してまいります。
--	--	--